

平成23年6月15日

国立大学法人一橋大学長

山内進殿

国立大学法人一橋大学監事

渡邊彰

二村隆章



平成22年度監事監査報告書

私たち、国立大学法人法（以下「法」という）第十一一条第四項の規定に基づき、国立大学法人一橋大学（以下「大学」という）の平成22年度の会計監査及び業務監査を実施した。その結果について以下のとおり報告する。

記

1. 会計監査

平成22年度（平成22年4月1日より平成23年3月31日まで）の第2期中期目標期間第1期事業年度の会計監査については、期中に財務部より月次試算表につき説明を受け、特徴ある取引について、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者より説明を聞くなどの手続きを実施して、監査を行った。

また、会計監査人を含めた四者（大学執行部、内部監査室、監事及び会計監査人）協議会及び会計監査人との個別の打ち合わせにおいて、会計監査人の監査計画、内部監査室の監査計画を聞き、監査結果についてそれぞれより説明を受けた。

その結果、大学の第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、これらの付属明細書、国立大学法人業務実施コスト計算書について、事業報告書、及び決算報告書についての、法第三十五条で準用する独立行政法人法第三十八条第二項に基づく監事の意見は、次のとおりである。

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当と認めた。
- (2) 財務諸表について、大学の採用する会計処理の原則及び手続きは、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表は大学の当年度末の財政状態及び当年度の運営状況を適正に示しているものと認める。

- (3) 事業報告書は、当年度の事業内容を適正に示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、大学による予算の区分に従って、当年度の決算の状況を適正に示しているものと認める。

2. 会計監査に関するその他の報告事項

2. 1 財政基盤の強化策

総額100億円を目標とする一橋大学基金については、平成21年度に引き続いだ精力的な募金活動が進められている。年度末時点で、目標に対する達成度は約45%となった。当初の予定では募金期間は平成23年3月までであったが、独自の大学の活動を進めるための不可欠な資金としての一橋大学基金の重要性を踏まえ、募金活動の継続が決定された。厳しい経済環境から目標の達成は容易ではないが、引き続き更なる努力を期待したい。

2. 2 内部監査室との連携

内部監査は、大学内部監査要項に従って内部監査室によって実施されている。当年度においても、監査の全件について、実施状況の説明と報告を受けた。

内部監査室には3名の専任職員が配置され、年度計画に基づき、会計、業務両分野で厳格な監査を実施し、指摘事項に関する改善策のフォローアップも遺漏なく行っていることを確認した。なお、業務監査のうち当年度の重点項目として行った法人文書についての監査は、平成23年度から「公文書等の管理に関する法律」が施行されるに当たり、法人文書の適切な管理の重要性を認識させることとなり、時宜を得た内容であった。

3. 内部統制整備状況

内部統制については会計監査人、内部監査室、研究費不正使用防止計画推進室等の関係者から整備状況、牽制・チェック体制を聴取した。

3. 1 監査手続きとの整合性

国立大学法人は内部統制の整備と良好な運用を求められており会計監査の重要な前提である。会計監査人が採用した監査手続きは、大学が整備し運用している内部統制の状況を調査し、調査結果に基づいて慎重に決定されていることを確認した。

また、業務監査の監査手続きについても、大学が運用している内部統制の状況を慎重に考慮して決定した。

3. 2 内部統制体制の一層の整備

現行の内部統制は一部の部局による部分的な体制にとどまっており、大学全体をカバーする総合的な内部統制システムの構築には至っていない。統制環境、リスクの評価と

対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング等内部統制に求められる基本的要素を包含した総合的な内部統制体制の構築が今後の長期的課題である。

4. 業務監査

業務監査については、経営協議会および役員会に出席し、関係部局の幹部教職員の協力を得て、面談等による現況把握、重要な決裁書類の閲覧等を通じて実施した。

経営協議会では学外委員から多様な意見が出され活発な議論が行われており、ガバナンスの面から外部のチェック機能が有効に機能していると判断した。

平成22年度は、第2期中期目標期間の初年度であり、年度計画の達成度合いに加え、中期計画全体の中での当年度の位置づけを踏まえながら実施したが、教育・研究・業務運営面いずれにおいても満足すべき達成水準にあると認められた。

なお、当年度監査方針により業務監査の対象とした部局は次のとおりである。

- ・社会学研究科
- ・言語社会研究科
- ・大学教育研究開発センター
- ・企画・広報室
- ・財務部
- ・学務部

当年度は、各部局等において懸案事項を把握するとともに年間の業務計画を可視化するため、「業務行程表」をそれぞれ作成することによって、業務運営に役立てるよう、業務監査対象部局以外の部局を含め、指摘を行った。

4. 1 社会学研究科

社会学研究科では、学内外との教育研究連携の拠点を研究科内に形成するために、「社会学研究科内センター規定」を制定し、特定のテーマを掲げた4つの研究科内センターを設立し、意欲的な教育研究活動を推進している。

このうち『フェアレイバー研究教育センター』は、労働組合やNPOと連携しながら、実証的かつ参加型の研究教育活動を行うことを目的として発足し、「社会運動ユニオニズム研究会」、「労働教育メディア研究会」などの研究プロジェクト、教育活動では、学部生向け授業として労働運動の第一線で活躍する人たちをゲスト講師として招いた講義を、大学院では、アクション・リサーチの授業を実践している。

『ジェンダー社会科学研究センター』では、平成22年度、学内「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を得て、プログラムの充実、レクチャーシリーズ開催による学内の啓発活動、学外への情報の積極的配信など、ジェンダー教育プログラム（GenEP）の高度化推進を進めている。国内のジェンダー教育の重要拠点としての役割を強化していることは評価できる。

『平和と和解の研究センター』は、社会科学による平和と和解、紛争の解決の道を探る、総合的研究の中核的拠点を目指して設立された。平成22年度には、『平和と和解の思想をたずねて』を出版し、4年目を迎えたセンターの研究成果を広く社会に公表した。

『市民社会研究教育センター』では、世界的に大きな議論を集めている市民社会に関する調査研究および学生・院生への教育活動を行っている。全学教育共通教育科目「まちづくり授業」では、国立を「まちづくり」実践の現場として、市民や自治体との協働のもとに様々なプロジェクトを推進している。また、平成22年7月にはセンターとソウル大学日本研究所の共催による研究交流ワークショップ「日本の社会変動と地域社会」を開催し、国際的な研究交流も進めている。

平成22年度から卒業要件として本格導入されたGPA制度については、教育の質保証という面で高く評価できる取り組みであるが、同時に低GPAの学生についての学習指導も必要不可欠となっている。社会学部では、必修授業における制度説明及び注意喚起、学生への個別面談や履修説明会等を通じて、組織的なフォローを実施している。

第2期中期目標・計画においては、国際社会で活躍する人材育成のため、英語教育の充実を重要な目標としているが、社会学研究科・社会学部では、学内「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を得て、大学院および学部後期課程におけるアカデミックな英語コミュニケーション能力強化の取り組みを実施している。特に平成22年冬学期に、学部独自で特別セミナー“English Study Skills for Social Sciences”を開設したことは、意欲的な取り組みである。

博士課程出身者の厳しい就職状況に鑑み、若手研究者支援として、社会学研究科特別研究員制度を設け、修了後の身分的な保証という面での支援を実践している。また、授業科目の中に、英語科目、情報技術科目、大学教員になるための教育実習科目などスキル系の科目を設け、博士学位取得後のキャリア形成を見据えた指導も行っており、今後も強化継続して欲しい。

大学の地域貢献のうち、社会学研究科は多くの取り組みを担っている。前述の『市民社会研究教育センター』での「まちづくり授業」での地域連携のほか、平成22年度で第4シリーズとなる連続市民講座を「ローカル、ナショナル、グローバル～世界は小さくなつたのか」のテーマのもと開催した。本講座は無償で提供され、月1回全8回の講座は延べ824人の地域の方々が訪れた。

社会学研究科の研究・教育領域は極めて広範であるが、教育・研究・社会貢献において、その領域をカバーしながら成果を上げていることは、高く評価できる。

4. 2 言語社会研究科

言語社会研究科では、学内のプロジェクト配分型経費である大学戦略推進経費に基づく研究科プロジェクト「東アジアにおける国際研究教育ユニットの形成」を推進している。平成22年度には韓国のソウル大学や延世大学から研究者を招き、ワークショップや

セミナーを行ったほか、中国の復旦大学やロンドン大学の研究者による集中講義を行った。このような個別の研究教育交流のほか、復旦大学との部局間協定締結が決定し、国際交流の強化が進められている。

当研究科は人文系であり、いわゆる実学系の研究科と比して外部資金においてはとりわけ科学研究費補助金の重要度が高い。そこで科学研究費補助金の申請に関しては、前年度に実施した研究科としてのメインプロジェクト及びサブプロジェクト研究の中から各々の実績を踏まえ、優れたプロジェクトを選定し申請することとしており、採択率を向上させる取り組みがなされている。

若手研究者支援として、博士論文執筆プロセスを整備し、より計画的で適切な論文指導が行われるよう改善した。PDや博士課程学生に対する科学研究費補助金の申請も積極的に奨励しており、平成21年度に1件だった特別研究員奨励費の採択が平成22年度には4件に増加している。また、社会学研究科で実施されている特別研究員制度を導入することとしている。

全学的な課題である、英語教育の充実に関しては、所属する英語担当教員がカリキュラム設計と実際の授業実施の両面について、全面的な協力をしている。

研究科の教育研究活動および運営は効率的に行われており、満足すべき水準にある。

4. 3 大学教育研究開発センター

平成22年度からGPA制度が本格導入され、GPA値が卒業要件となったが、大学教育研究開発センターの教員が、「GPA実情調査検討作業部会」「低GPA者学習支援指導部会」のメンバーとして、教学データの分析と配信、および学習指導の実践の体制の拡充を図っている。

文部科学省大学教育研究推進事業「単位実質化マキシマムモデルの実践と普及」が採択されたことは、本学の成績評価制度改革への社会からの期待を示したものといえよう。この支援を得て、研究目的にもあるような、成績評価の更なる適正化、主体的な学習を促す授業形態の開発と整備、きめの細かい修学指導体制の構築を進め、それらの効果を測定評価し次の活動へと反映させるPDCAサイクルの設計を、ぜひ実現してもらいたい。

平成19年度から文部科学省現代GP事業「同窓会と連携する先駆的キャリア教育モデル」により拡充された、企業及び同窓会との連携による「男女共同参画時代のキャリアデザイン」、「キャリアゼミ」、「社会実践論」、「一橋大学の歴史」など、実践的教育科目も充実している。中期計画の重点課題である英語教育についても、英語により行われる授業を平成22年度には国際交流科目として5科目提供した。

当センターの重要な活動として、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の取り組みがあげられるが、全学FDを年2回定期的に行っており、平成22年7月にはシンポジウム「GPA制度本格導入後の成績評価を考える」を、23年1月には「教育プロジェクト成果報告会」を行っている。また、特に新任教員や非常勤講師、ジュニアフェローに対する教育活動

支援として、「教員用授業ハンドブック」を毎年発行している。これには担当授業の決定から開講、学期終了（試験、成績提出）までの流れや手続き、利用可能な施設など、本学における学士課程教育において必要な情報が掲載されており、着任当初からの円滑な授業実施を可能にしている。

当センターは専任教員数では組織規模としては大きくないものの、大学の現状を踏まえ、教育課題に真摯に取り組む姿勢は高く評価できる。

4. 4 企画・広報室

企画・広報室は、大学の将来構想に関する企画立案、中期目標・中期計画及び年度計画の作成、大学評価に関する事務、大学広報に関すること、監事監査及び内部監査に関するなどを担当する部署である。

第1期中期目標期間を総括する法人評価に対する実績報告書の作成に当たっては、作業の中心となって、各部局と密な連絡調整を行い、報告意図を適切に反映させるよう細やかな配慮をしながら取りまとめを行った。

平成22年6月、創立135周年・国立移転80周年を記念して、本学の卒業生が代表兼常任指揮者を務め、若手精銳で組織されるプロフェショナル・オーケストラ「国立シンフォニカ」が、一橋大学兼松講堂レジデントオーケストラとして活動することについての協定を締結し、10月には兼松講堂で初めてのコンサートが開かれた。地域住民のために質の高い演奏を低廉な価格で提供できるよう大学として協力していくこととしており、地域の文化振興に果たす役割は大きい。

大学広報に関しては、テレビ番組作成、学内撮影の増加、新聞や雑誌への企画広告、大学ロゴマーク入り商品の提携販売などを通じ大学のブランドアップの施策を実施した。

情報公開の面ではホーム・ページの内容充実とユーザビリティの改善に努めており、法定公開情報のみならず役員会・経営協議会議事録、財務状況、自己点検・評価報告等を積極的に開示していることは評価される。

今後もディスクロージャーの観点のみならず大学のIRの観点からも広報を積極的に進めること期待している。

4. 5 財務部

第1期中期計画期間実施されてきた効率化係数による運営費交付金の1%減が、平成22年度も臨時の減額として継続された。また、法科大学院の定員減により自己収入も減少した。収入減を教育研究費に安易に転嫁すべきではなく、学内予算は引き続き厳しい状況が続いている。このような状況の中、財務部では、22年度も一貫して管理的経費等の節減に努めた。

平成22年度、新たに多摩地区の国立大学と共同調達を実施し、コピー用紙については単価が前年度比2割減、蛍光灯については2~4割減となる効果を得た。23年度におい

ては参加大学数を増やすとともに、トイレットペーパーについても共同調達品目に加えることとしている。また、経費節減の意識向上のため、複写機使用方法によるコスト削減方法について、事務職員を対象とした講習会には60名が参加し、契約見直しによる効果も含め複写費代は約300万円の節減となった。

電話交換機の経年劣化による更新に併せ、インターネットを利用したIP電話サービスを導入し、電話料金は対前年度285千円削減した。また、公費出張の際に付与されるマイルageを次回以降の出張に活用することを制度化し、平成23年1月から適用した。

平成23年度は東日本大震災の影響による電力不足が見込まれる。これまでにも経費節減のため、冷暖房の温度抑制とその啓発活動、クールビズの励行、設備更新時における省エネルギー機器の導入などの取り組みが行われてきたが、今後も全学をあげた節電の実施を強く期待する。

資金運用においては、原資となる運営費交付金、基金、寄付金の各財源の運用可能期間や金額を適切に把握し、国債、農林債、及び信金中金債による長期運用を実施するほか、大口定期預金による短期運用を行い、現在の低金利状況においても、約3,000万円の利益を確保した。

本学保有資産について、平成22年5月会計検査院からその活用と今後の措置について照会があったが、利用可能な施設に関しては利用率向上の方策を講じるとともに、すでに利用していない施設等については、保有リスクの観点から速やかな売却も検討するよう要望する。

また、平成22年3月に第3研究館と国立国際ゲストハウスが竣工したが、既存の共同利用施設も含め、有効活用を期待する。

なお、金銭出納担当者の業務執行状況については、文書と担当部署責任者からの聴取により確認をしたが、不適切な点は見られなかった。

今後も財務状況の正確な把握に努め、適切な資産管理と予算執行についてリーダーシップを発揮してもらいたい。

4. 6 学務部

平成22年度からのGPA制度本格導入に伴い、低GPA学生への適切な指導が不可欠となっている。「GPA制度実施・検討ワーキング」において学習指導及び制度の実情調査・分析を行っており、また、中期計画でも重視されている英語教育については、「英語スキル科目ワーキング」において、英語必修単位の増加や英語スキル教育を重視したカリキュラムの導入が検討されている。教育活動の主体は教員であるが、これらのワーキンググループでは強力な後方支援としての教務課の活躍を望む。

中期計画に掲げられた年間300名の派遣留学と同程度の留学生受入れを実現するため、海外へ留学しやすい学内制度の整備や、国際交流科目をはじめとするHGP(Hitsubashi University Global Education Program)の拡充が行われている。HGPの科目は、外国人留

学生を対象とした日本語教育科目を除き、英語で開講され、海外からの交流学生のみならず、留学の準備段階にある本学学生にとって、特に有益な授業が提供されている。

留学生増加には、施設の充実も重要であり、学生宿舎の国際化も重要な視点である。質的改善と量的改善を実現するため事務組織を整備し、全学的見地から学生宿舎の再編・効率化を進めることとしているが、今後の展開を注視する。

事務局外であるが、学生支援に関連する2つの室について取り上げる。

キャリア支援室は、就職情報室を前身とし平成18年4月に開室、単なる就職支援ではなく長期ビジョンに立った進路を自己設計できるよう、さまざまなサポートをしている。平成23年度からは大学院生のキャリア支援について、文部科学省の予算の裏付けを得て本格的な活動を開始する。大学院に特化した進路支援部門の設置は、全国で初めての試みである。支援活動には特に専門的な知識も要することと思われるが、本学の取り組みが他大学の参考となるように様々な工夫を取り入れて欲しい。

学生相談室は平成16年10月に発足、学生生活全般に関する相談に応じる「なんでも相談室」としてカウンセリング、インテーク、コンサルテーション、グループワーク等を行っている。今後、より修学支援の必要性が高まって来ると思われ、学生の多岐にわたる個々のニーズに対応できるよう、教務課、学生支援課を始めとする学内各部署と緻密な連携を図り学生支援に当たることが望まれる。

学務部のスタッフは単なる事務員ではなく、学生にとって信頼できる身近な存在であってほしい。学生が充実した大学生活を送れるようあらゆる支援が行われるよう期待したい。

5. その他の項目

5. 1 一橋大学研究機構

世界最先端の研究情報の共有、部局横断的な研究戦略や研究支援の実施、研究内容の更なる高度化・学際化の推進、研究成果の発信に寄与することを目的に、一橋大学研究機構が設立された。今後、機構のリーダーシップによる、総合的な研究活動の展開や外部資金による研究センター設置など、研究体制の基盤強化が求められる。

5. 2 グローバルCOEプログラム

グローバルCOEプログラム平成20年度採択拠点の中間評価で、本学2拠点（「日本企業のイノベーション—実証的経営学の教育研究拠点」（拠点リーダー 商学研究科 沼上幹教授）及び「社会科学の高度統計・実証分析拠点構築」（拠点リーダー 経済研究所 深尾京司教授））が、5段階中最上位の総括評価を受けた。特に後者は、社会科学14拠点のうち「特に優れている」と評価された2拠点のうちの1つに選ばれた。引き続き、経済・社会のさまざまな課題に挑戦し、高い研究成果を上げて欲しい。

5. 3 震災関連

平成23年3月の東日本大震災にあっては、「一橋大学危機管理規則」に則り設置された危機対策本部が主体となって、学生及び教職員の安否確認、入試対応、被災学生への支援、留学生への対応など、余震の不安の中、様々な判断、行動を迅速かつ同時平行で行った。未曾有の大震災ではあったがリスクマネジメントの観点からは危機管理体制が総じて有効に機能したと判断する。

しかしながら、現行のマニュアルでは十分対応できなった点もあり、今回明らかになつた課題を改めて検証・整理し、事業継続計画の策定を含め、今後の危機管理体制の一層の充実に努めてもらいたい。

一方、教育研究機関としては震災復興にかかる政策提言を積極的に行うことで、被災地域のみならず日本国全体の経済・社会の針路策定に貢献することを期待したい。

5. 4 個人情報保護管理状況

一橋大学個人情報保護規則に則り、監査を実施した。規定の遵守状況、保護体制いずれについても不適切な点は認められなかった。

以上

